

## 株式会社化に向けて

### 株式会社化・上場の目的

第一生命は、「品質保証新宣言」でお約束した「品質」を長期的にお客さまにご提供し続け、「お客さまから最も支持される生命保険会社」であり続けるためには、持続的な成長が不可欠と考えています。

近年、わが国の生命保険市場は、人口動態やライフスタイルの変化により死亡保障ニーズが低迷する一方で、お客さまのニーズも多様化し、これらを巡る競争環境も厳しくなっています。このような環境下において持続的な成長を実現するため、中核事業の競争力強化と併せて、銀行窓販・貯蓄事業や海外での生命保険事業の展開といった、今後も成長が見込める分野への取組みを進めてきましたが、市場環境の変化により一層積極的に対応するためには、現在の「相互会社」から、より柔軟な経営戦略を取ることができる「株式会社」に当社の組織形態を変更し、また、市場の規律に基づいた、さらに透明性の高い経営を目指すべく、株式の上場が必要であると判断しました。

これにより、成長市場へ積極的に投資を行うための株式市場からの資本調達、事業展開の自由度を広げる将来的な持株会社体制への移行など、持続的な成長を遂げるための経営の選択肢が増すことになると考えます。

当社は今後とも、お客さまにより高い「品質」の商品・サービスをご提供することにより、お客さまから最も支持される会社を目指してまいります。

## 持続的な成長実現のため、株式会社化の方針を決定しました

### 相互会社と株式会社の主な相違点

株式会社化とは「相互会社という会社の組織形態を、保険業法の定めに従って株式会社に変更する」ことです。相互会社と株式会社の主な相違点は、以下の通りです。

#### 1. 会社運営の重要事項決定

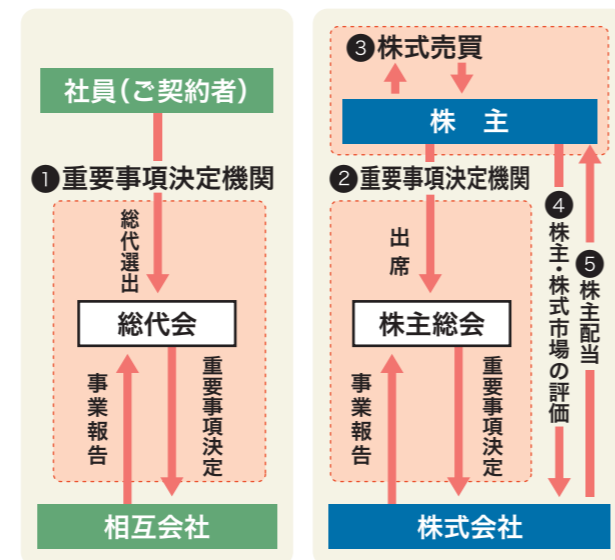
相互会社では、ご契約者(無配当保険契約のご契約者を除く)が「社員」として会社運営の重要事項を決定しますが(下図①)、株式会社では株主が重要事項を決定します(下図②)。

#### 2. 株式上場

株式が証券取引所に上場されることによって、株主は株式を市場において自由に売買することが可能となります(下図③)。会社の経営に関する株主・株式市場からの評価は、株価という尺度により、一層明確になされることとなります(下図④)。

#### 3. 株主配当

株式会社の利益の一部は、当該会社の株主が持っている株数に応じて、配当(以下、「株主配当」と言います)として分配されます(下図⑤)。



### 株式会社化によるご契約者への影響

#### 1. ご契約されている保険の内容

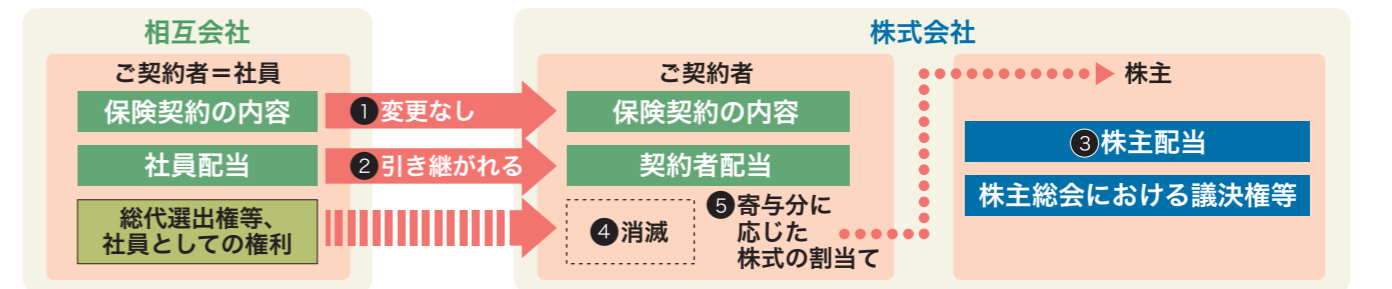
株式会社化後においても、ご契約いただいている保険契約の内容(保険料・保険金等)に変更はありません(下図①)。

#### 2. ご契約者への配当

相互会社における「社員配当」を受取る権利は、株式会社化後には「契約者配当」を受取る権利として引き継がれます(下図②)。また、株式会社では「契約者配当」を差し引いた後の利益から「株主配当」を株主に分配します(下図③)。

#### 3. 総代選出権等の社員としての権利

株式会社化後には、総代選出権等の社員としての権利は失われます(下図④)。これらの権利を補償するために、ご契約者(無配当保険契約のご契約者を除く)の寄与分に応じて株式の割当てを行います。なお、株式の割当ては、寄与分に応じて行われる(下図⑤)ため、株式が割り当てられない有配当保険契約のご契約者もいらっしゃいます。

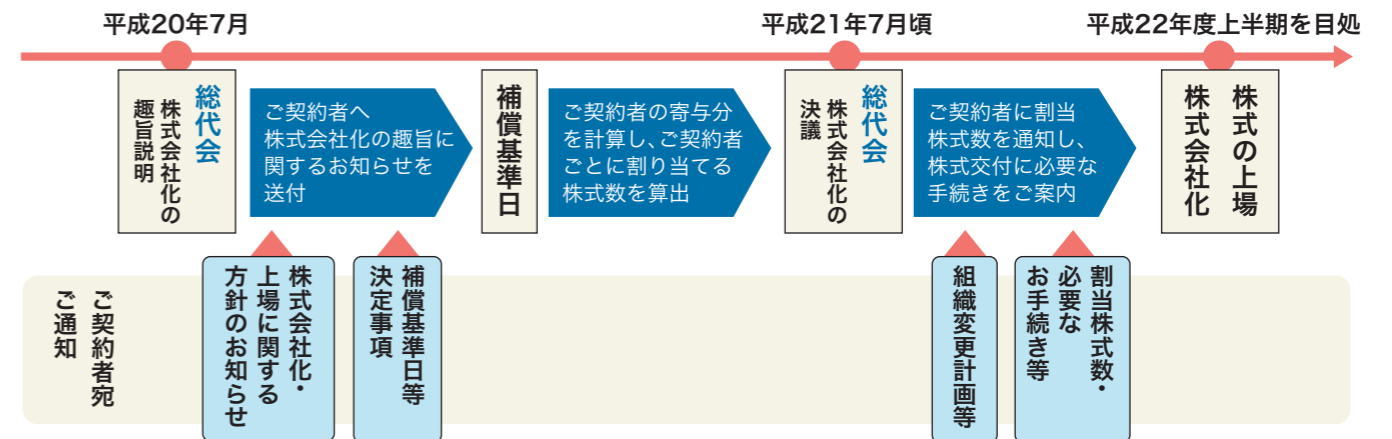


※寄与分：保険業法において規定されている用語で、当社の純資産等(会社に蓄積される内部留保等)の形成に対する一人ひとりの社員(ご契約者)の寄与の度合いであり、保険業法の定めに従って計算されます。

### 株式会社化のスケジュール(予定)

株式会社化・上場に関する決定事項や具体的なスケジュール等については、以下のように適宜ご案内する予定です。

本誌作成時点での予定であり、今後スケジュールが変更となる可能性があります。



○株式会社化に関する記載内容は、本誌作成時点における当社の検討状況を示したものであり、今後変更が生じる可能性があることを、あらかじめご了承ください。  
○株式会社化については総代会における承認、当局における認可等、株式の上場については証券取引所による承認等が条件となります。